

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項の規定による許可の取消し及び業務停止処分取扱基準(素案)」についてのパブリックコメント実施結果

－御協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成30年12月17日(月)～平成31年1月22日(火)

2 意見の件数 6件

3 意見提出者数 1人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人

5 内容別の意見件数

分類	項目	件数
1	パブリックコメントに関する意見	4件
2	保健所運営に関する意見	2件
合 計		6件

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市保健所衛生課 環境衛生担当
0467-38-3317 (直通)
e-mail:hokenjyo_eisei@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 1. パブリックコメントに関する意見（4件）

(ご意見1)

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか。市議会で実施する旨の回答があったと思う。説明会を実施すれば、市民は分かりやすくなり応募しやすくなると思うし、PR（啓発・情報提供）になると思う。

(市の考え方)

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、処分の対象となる業種の関係団体に説明し、ご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後とも、計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(ご意見2)

昨年度より市政モニター制度が廃止され、その影響がパブコメの応募者が減っていると感じます。昨年度応募者1件と言うのもあったと思う。その対策を考えて、今回実施しているのでしょうか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちちから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。市政モニター制度は廃止となりましたが、いっそうの周知を通じた補完に努めております。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(ご意見3)

市はパブコメ概略版を作ると言っていたので、昨・今年度も発行したのは少なかったと思う。分かりやすくまとめた説明文など添付できないでしょうか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

なお、添付しました参考資料①に素案に基づく許可の取消し及び業務停止処分事案を例示したことから、ご意見をいただきました概要版の作成はいたしませんでした。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

(ご意見 4)

今回のパブコメ資料が、募集期間当初に配布場所に置かれていない所がありましたので、そのようなことがないようにしてほしい。

(市の考え方)

パブリックコメントの実施にあたっては、時間的余裕を持って準備し、募集開始前には各施設へ配架しております。今後も遺漏がないよう事務執行に努めますので御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 2. 保健所運営に関する意見 (2 件)

(ご意見 5)

今年度の保健所事業で「サービス向上に努める」等々の事業もあったと思うので、市民に当事業内容を十二分に説明したり等出来ることを確認の上施行して欲しいです。

(ご意見 6)

・・・指導に関することです。当保健所担当課のPRはもちろん環境の整備充実し行きやすいところ相談しやすいところにして欲しい。

(市の考え方)

平成29年4月1日に当市が保健所設置市に移行することに伴い、それまで神奈川県が担っていた保健所業務を茅ヶ崎市保健所が引き継ぎました。従来の県のサービス水準を落とさず、より地域の実情にあった、身近できめ細かな保健衛生サービスを実施することを保健所における直近の目指すべき方向性として掲げ、保健所全体で取り組んでいるところです。

今後も引き続き広報紙や市ホームページ等を通じ、積極的に情報提供するとともに、より身近な市保健所として市民、事業者など利用者の求めに応じ、適切な対応ができるよう引き続き心がけてまいります。

なお、当事業（医薬品等監視指導事業）については、平成29年度の政令市移行当初より受託しており、平成29年度以前に市民説明会や広報紙の特集において説明をしてきたことから、個別の説明会等は実施しておりません。